

令和七年度

# 卒業証書授与式



藤崎中学校 卒業証書授与式  
思い出を胸に新たな道へ

## 2.7 町連合PTAスクール講演会を開催



場所：明徳中学校

町連合PTAは、保護者を対象としたPTAスクール講演会を開催し、19人が参加しました。講師の柴田賢治氏が、人それぞれの個性の違いやコミュニケーションの大切さについて講演し、子育てや人間関係をより楽しく円滑にするヒントを紹介しました。参加者からは「家庭や職場で活用したい」との声が聞かれました。

## 2.15 転びながらも挑戦したスキー教室



場所：そうまロマンピアスキー場

常盤スキー・スノーボードクラブ主催の町民スキー教室が開催され、未経験者から上級者まで13名が参加しました。参加者はスキーの基礎を講師から教わり、雪山を一人で滑れるようになるなど、上達した様子でした。

## 2.21 共に支えあう福祉のまちへ



場所：町文化センター

## 2.13 ご寄附ありがとうございます



場所：役場応接室

有限会社野呂産業（代表 野呂 與志勝）は、町の活性化に役立ててほしいと町へ10万円を寄附しました。町への寄附は今回で3回目となります。野呂代表は「地域活性化や話題づくりにつながり、笑顔が生まれるきっかけになれば」と話していました。寄附金は子どもたちの教育のために活用される予定です。

## 2.16 プルタブ基金で車いすを寄贈

町ボランティア連絡協議会（会長 幸田 知子）から町社会福祉協議会（会長 山内 敏）へ車いす1台が寄贈されました。町民や団体から集めたプルタブを換金し積み立てた基金で購入され、今回で4回目の寄贈です。幸田会長は「善意の輪が形になりうれしい」と話し、山内会長も「町民への貸出用として大切にしたい」と感謝の意を示しました。



場所：常盤老人福祉センター

町と町社会福祉協議会主催の社会福祉大会が「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」をスローガンに開催されました。県社会福祉協議会地域福祉課長の葛西勇樹氏と町地域おこし協力隊の工藤光氏による記念講演のほか、小中学生による福祉作文の発表、社協職員による寸劇、大会式典が行われ、参加者の福祉への理解と意識を高めました。

## 2.21 チャリティー野球大会開催



児童の思い出づくりとスポーツ振興を目的に「大谷グローブで野球を楽しむ会」が主催したチャリティー野球大会が開催されました。町内3小学校の児童チーム16人とPTAチームが対戦し、児童は大谷翔平選手から寄贈されたグローブを手に守備につきました。PTAチームは三振やエラーをすると募金する特別ルールで試合に臨み、会場は白熱したプレーで大いに盛り上がりました。

## 2.26 長寿100歳おめでとうございます



高木清造さんの100歳を祝い、町から長寿顕彰状と長寿祝い金が贈られました。高木さんは大正15年に生まれ、若い頃は国鉄の鉄道員として働きました。現在は政治や将棋に関心を持ち、新聞の切り抜きを趣味にするなど元気に過ごしています。ご家族は「110歳、120歳を目指して健康で長生きしてほしい」と話していました。

## 3.4 豪雪被害を受けたりんご園を視察



## 2.22 「自助」について学びました



木挽町町内会（会長 福士 竹志）は、災害に備えるための防災講話を実施し、約40名が参加しました。津軽アツマルシェ（代表 駒井 優子）を講師に迎え、災害時での簡易トイレの使い方や、日頃から備えておくべき備蓄品など、「自分の命は自分で守る」自助についての基礎知識を学びました。参加者は質問したり、備蓄品を手にとったりと、防災意識を高めるため熱心に学んでいました。

## 3.2 防犯トイレットペーパーを寄贈



町少年補導協力会（会長 木村 龍悦）が、町内の小中学校に防犯啓発用品（防犯トイレットペーパー）を寄贈しました。同会では、子どもの非行防止や健全な育成環境を守るために、防犯啓発用看板の設置や町内の宵宮などを巡回する活動をしています。

三上孝之副町長と奈良完治町議会議長らが、この冬の大雪による被害状況を確認するため、町内のりんご園2か所を視察しました。昨年と今年の冬はいずれも10年に1度といわれる豪雪で、特に今年は被害が大きいとのこと。園地では枝折れや胴割れなどの被害が見られ、なかでも胴割れが深刻な状況となっています。三上副町長は「現状を把握し、新たな町長にも伝えて対処したい」と話していました。

# 家庭系ごみ収集方法の 統合について

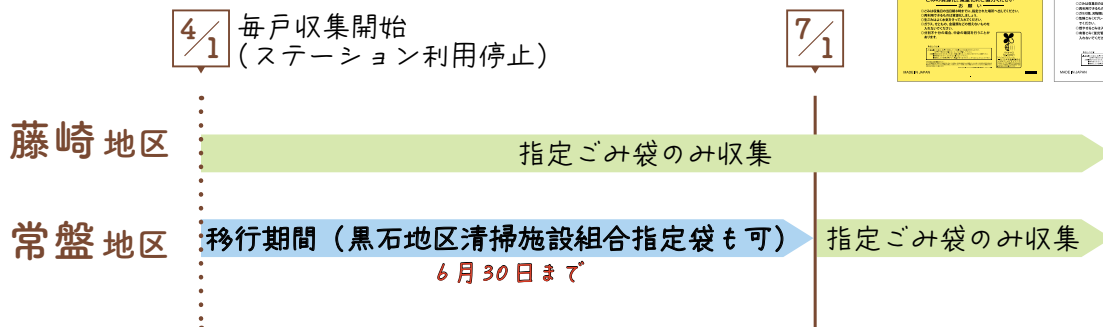


## 令和8年4月1日からごみの収集方法等を全町で統合します。

黒石地区清掃施設組合が解散し、弘前地区環境整備事務組合によるごみ処理広域化が始まることから、藤崎地区・常盤地区のごみ収集方法を統合します。

### 🗑️ 共通指定ごみ袋の使用が始まります。

- ・「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」が共通指定ごみ袋の対象となります。
- ・「缶」や「プラスチック」等の資源物は透明又は半透明の袋で出してください。
- ・大型ごみは袋に入れる必要はありません。
- ・ごみ袋は1L当たり1円のごみ処理手数料になります。



#### 【共通指定ごみ袋取扱い店舗】

イオン藤崎店、DCM藤崎店、スーパードラッグアサヒ藤崎店、ハッピー・ドラッグ青森藤崎店、ローソン藤崎町店、ローソン藤崎豊岡店、セブンイレブン藤崎町村井店、セブンイレブン藤崎町豊岡店、TRIAL GO 常盤店、薬王堂青森常盤店、コメリハード&グリーン藤崎常盤店、ローソン常盤榊店、ローソン常盤榊和田店、JA津軽みらい常盤基幹支店

### 🗑️ 全町で毎戸収集が始まります。

収集日や分別方法も新しくなり、変更となっている部分がありますので、「家庭ごみ・資源収集日程表」や「家庭ごみ・資源物の分け方・出し方」を参照してください。



- ・ごみは必ず午前8時までに出してください。  
午前8時までに出していただいたごみを、午後4時頃までに収集します。道路工事で収集ルートが変わったり時間に変更になる場合がありますので、必ず午前8時までに出してください。
- ・一度に収集するごみは5つまでです。  
一度の収集で回収するのは、ごみ袋5つまで、大型ごみも5つまでです。  
引っ越しや遺品整理等で一度に大量のごみが出る場合は弘前地区環境整備センター（弘前市町田字筒井6-2）へ直接搬入（有料）してください。
- ・ごみの置き場所は、原則敷地内の道路に面した視認しやすい場所にしてください。  
事故やトラブルの原因になりますので、道路にはみださないでください。収集もれの原因になりますので、道路から遠い玄関前や門扉の陰等視認しづらい場所へ置くことは避けてください。

## 🗑️ カラス対策を実施しましょう。

ごみを出す際にはカラス対策ごみ箱の使用をお願いします。  
カラスがごみ袋をつついて、ごみが散乱するとご近所トラブルに発展する可能性があります。



## 🗑️ 資源物の分別収集にご協力をお願いします。

ごみと資源物を適切に分別し、可能な限りリサイクルにご協力をお願いします。  
適切な分別によって効率的な処理が行われ、限りある資源の有効活用やごみの減量化による処理に係るエネルギーの削減等、地球環境を守ることに繋がります。



〈プラスチックの出し方が変わります。〉

これまで「燃やせないごみ」として収集していた「プラスチックの製品」も資源物として「プラスチック」の日に収集します。

ボールペンのようなバネやインク等、プラスチック以外の素材が含まれる製品は、プラスチック以外のものを取り外したうえで出しましょう。

「プラスチック」の日には大型のプラスチック製品も収集します。

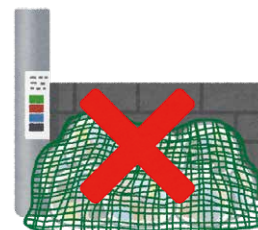
ただし、大型のプラスチックについては指定の23品目のみ収集しますので、詳細については「藤崎町家庭ごみ・資源物の分け方・出し方」をご覧ください。

## 🗑️ 常盤地区のステーションの利用停止について

4月1日以降は毎戸収集方式となりますので、常盤地区内に設置しているステーションからのごみの収集を停止します。

4月以降ステーションは順次撤去します。ステーションにごみを捨てないようにしてください。

ただし、アパートや町営住宅等、集合住宅にお住まいの方については、アパートの管理者等が設置した集積場所から収集しますので、アパート等にお住まいの方は管理者にお問合せください。



## 🗑️ 資源物回収拠点の設置について

役場駐車場内と、常盤生涯学習文化会館駐車場内に、6連棟の物置を設置して資源物回収拠点を設置しました。1月1日は休止しますが、それ以外の日は午前8時から午後5時までご利用いただけますので、資源物のリサイクル促進のため積極的にご利用ください。(時間外は施錠しています)

資源物を袋のまま、それぞれの分別に該当する物置の中に入れてください。



## 🗑️ ごみ収集アプリについて

ごみ収集アプリは、その日のごみの分別をプッシュ通知でお知らせする機能や分別の検索機能などが利用できます。便利な機能となっていますのでご活用ください。

この二次元コードからダウンロードできます。▶



iOS



Android

■お問合せ 住民課環境係 ☎88-8169

令期 3月6日～18日 (13日間)

# 令和8年第1回 議会定例会

令和8年3月6日から18日まで、令和8年第1回藤崎町議会定例会が開かれ、議案20件について審議され、原案通り可決し、閉会しました。



## ▼ 審議された議案の案件及び内容

### 議案

- ・藤崎町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案
- ・藤崎町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例案
- ・藤崎町債権管理条例の一部を改正する条例案
- ・藤崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案
- ・藤崎町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- ・町道路線の廃止の件
- ・町道路線の認定の件
- ・令和7年度藤崎町一般会計補正予算（第10回）案
- ・令和7年度藤崎町一般会計補正予算（第11回）案
- ・令和7年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第4回）案
- ・令和7年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）案
- ・令和7年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第4回）案
- ・令和7年度藤崎町水道事業会計補正予算（第3回）案
- ・令和7年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第3回）案
- ・令和8年度藤崎町一般会計予算案
- ・令和8年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案
- ・令和8年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案
- ・令和8年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案
- ・令和8年度藤崎町水道事業会計予算案
- ・令和8年度藤崎町下水道事業会計予算案

## 補正予算

### 一般会計

補正予算第10回では、国の補正予算に伴う事業費を計上するほか、各事業の確定及び執行見込みによる増減が主なもので、歳入歳出とも**7億4,304万9千円**を追加しました。

補正予算第11回では、前町長の退職に伴う町長選挙に要する経費と、南津軽郡選挙区県議会議員の辞職に伴う補欠選挙に要する経費を追加するもので、歳入歳出とも**2,277万7千円**を追加しました。

### 特別会計

- ・国民健康保険（事業勘定）特別会計  
歳入歳出とも**435万8千円** 減額
- ・後期高齢者医療特別会計  
歳入歳出とも**340万8千円** 減額
- ・介護保険（事業勘定）特別会計  
歳入歳出とも**67万7千円** 追加

### 公営企業会計

- ・水道事業会計  
収益的収入及び支出  
収入支出とも**152万5千円** 減額
- 資本的収入及び支出  
支出**143万円** 追加
- ・下水道事業会計  
資本的収入及び支出  
収入**150万円** 追加  
支出**202万円** 追加

# 一般質問

棚内 伸治 議員

拓令会

## 国スポに備えた各会場のバリアフリー状況について



- Q** (1) 国スポ関連会場の整備状況について  
(2) 課題と改修計画について

- ① 昨年のプレ大会で得た課題  
② 改修予定はあるのか  
③ ソフト面の対応について  
④ 今後のレガシーとしての活用について

**A** (1) 競技会場となるスポーツプラザ藤崎では、施設の長寿命化や避難所機能の強化を目的とした改修工事を行い、競技運営に必要な基本的な施設機能を確保しています。

一方、観覧席が2階にあるため、係員の配置などの体制を整え、誰もが大会を楽しめる環境づくりに努め、安全安心な大会となるよう準備を進めていきます。

(2) ① ② 昨年開催された第66回都道府県対抗なぎなた大会では、来場者への安全面への配慮や、車いす利用者へのより分かりやすい案内、補助体制の充実が必要であることを確認しました。なお、スポーツプラザ藤崎は令和6年度に改修工事を終えているため、新たな改修工事の予定はありません。

(3) 大会運営では、車いす利用者の観覧スペースを1階フロアに確保し、移動時の補助を行うほか、案内表示の充実や係員の配置、高齢者や障がいのある方への声かけや誘導支援を行い、来場者が安全に観覧できる環境づくりに努めます。

(4) 本大会を契機に整備する案内体制や人的支援の仕組み、ユニバーサルデザインを意識した大会運営のノウハウは、今後町が開催するスポーツ大会だけでなく、地域のイベントや各種行事にも活用できるものです。この経験を町の財産として生かし、誰もが参加しやすいイベント運営を進めるとともに、町のスポーツ振興や地域活性化につなげていきたいと考えています。

## 豪雪災害対策について

- Q** (1) 今年度の豪雪における当町の被害状況

- ① 災害救助法が適用された件数  
(2) 除排雪体制について  
① 生活道路の除排雪の優先順位  
② オペレーター不足への対応策  
(3) 高齢者・要配慮者対策について  
① 独居高齢者世帯の把握状況  
② 屋根雪下ろし支援制度の実績と課題

- (4) 今後の備えについて

- ① 来年度の除排雪予算の見通し  
② 非常時の雪置き場の拡充  
③ ICT等を活用した可視化

**A** (1) ① 本年1月21日からの大雪による雪害について、当町では、2月2日の災害救助法の適用後、高齢者世帯41件、空き家14件の計55件を現地確認し、このうち倒壊の恐れがあり、屋根の雪下ろしが必要と判断した高齢者世帯10件、空き家1件の計11件を適用対象としました。

(2) ① 町道の除排雪は、巡回バスやスクールバスの通行経路、交通量の多い幹線道路を優先し、その次に住宅地内の幅員が広く比較的交通量の多い道路、続いて沿線住民が主に利用する交通量の少ない生活道路の順で対応しています。

なお、夜間除雪業者からの連絡や住民からの通報、道路パトロールなどにより把握した、通行が著しく困難となった狭い道路については、状況に応じて対応しています。

② 町内16工区と歩道の夜間除雪を、町建設協会に加盟し各工区を熟知している事業者へ委託しています。日中は、正職員や会計年度任用職員など計8名により、道路の拡幅除雪や排雪作業を行っています。

除雪オペレーターは、毎年会計年度任用職員を募集し、現在のところ人員は確保されており、委託業者からもオペレーター不足による作業への影響は報告されていません。今後は、農業の農閑期の副業なども視野に入れた人材の確保や、資格取得に活用できる助成制度の情報提供などを行い、除雪オペレーターの確保に努めていきます。

(3) ① 令和8年1月末現在で、独居高齢者695人、高齢夫婦世帯175世帯となっています。世帯状況の把握は、住民基本台帳を基本とし、住民票の異動時に福祉課で確認しているほか、町社会福祉協議会や地域包括支援センター、民生委員などと連携し、入院や施設入所など住民票に反映されない場合も含め、必要に応じて訪問や見守り活動を行い、情報を収集しています。

② 除雪が困難な高齢者世帯等の冬季間の生活道路を確保し、日常生活の利便性を図ることを目的とした「高齢者世帯等除雪援助事業」は、自宅玄関から公道までの通路を最小限の範囲で除雪するものであり、屋根の雪下ろしは事業の対象外で実績はありません。屋根の雪下ろしは高齢者等にとって危険で、体力や経済面での負担も伴うため、町では、高齢者世帯等の屋根の雪下ろしについて、今後新たな支援ができないか検討をしていきたいと考えています。

(4) ① 令和8年度の除雪事業費は、当初予算での総

## 一般質問

額が1億1,436万1千円となり、前年度に比べ640万円余り増加し、除排雪などの委託料は9,400万円余りです。

②通常時の雪置場として、藤崎地区は岩木川河川敷（国土交通省から借用、2万1千平方メートル）、常盤地区は町営墓地内の敷地（5,557平方メートル）を活用しています。

今年度は豪雪の非常時だったため、常盤地区雪置場の隣接する個人所有地や、福島地区子どもの森公園など町有公園等も雪置場として活用しました。

③今年度、青森県電子自治体推進協議会では、県と市町村の除雪担当者を対象とした検討部会を設置し、除雪分野のデータ利活用サービスについて協議しています。内容は、市町村が導入するGPS除雪管理システムの情報を、県のデータ連携基盤に集約し、除排雪の実績や予定を公開するほか、LINEで更新情報を確認できるサービスを共同利用するものです。

県は令和8年度に国の交付金を活用してデータ基盤を構築し、令和9年度からサービス共同利用を目指しています。町が参加する場合は、導入費や参加自治体件数に応じて変動する運用費用が発生するため、近隣市町村の参加状況や費用対効果を踏まえて慎重に判断していきます。

### 五十嵐 忍 議員

町民クラブ

#### 役場職員の心の健康について



**Q** (1) 職員のストレスチェックの実施状況はどうなっているか。結果は職場環境の改善に生かされているのか。

(2) 退職者の推移、及び退職者に占める精神疾患の割合はどのくらいか。

(3) 職員に対して、町民等からカスタマーハラスメントに該当する事例はあるか。また、カスタマーハラスメントに町はどのように対応する意向なのか。

**A** (1) 職員のストレスチェックを毎年実施しており、今年度も全職員を対象に行い、高ストレスと判定された職員には、産業医や労働衛生コンサルタントによる面談の機会を設けています。

また、所属ごとの集団分析を行い、必要に応じて所属長へ共有し、職場環境の改善を図っています。

(2) 令和3年度から令和7年度の過去5年間で、退職者は7名、うち精神疾患による退職は71.4%となっています。

(3) 職員へのカスタマーハラスメントについては、長時間の電話や対面対応、暴言や脅迫、居座りなどの事例があり、閉庁後も退去しない方への対応として警察に協力を依頼した事例もありました。また、職員へのつきまといが懸念される事例もあったことから、一部職員の名札を名字のみのひらがな表記とする試行も行っています。

こうした状況を踏まえ、町では専門家の助言を受けながら、令和8年2月に「藤崎町カスタマーハラスメント対策マニュアル」を策定し、職員へ周知しました。今後は、実際の事例を踏まえて内容の見直しを行いながら、適切な対応体制の整備を進めるとともに、住民への周知を図るため、庁舎内に啓発ポスターを掲示するなど、啓発に努めていきます。

#### 学童保育について

**Q** (1) 学校の冬期休業中に、試験的に宅配弁当を導入したようだが、今後の方向性はどうか。

(2) 常盤小学校の学童保育の場所が数か所に分かっているが、学童保育の運営上、支障はないのか。

(3) 特別教室が学童保育に使用されることで、常盤小学校の学校教育に支障はないのか。

**A** (1) 学童保育での宅配弁当の導入について、委託事業者や弁当業者と協議を進め、昨年10月に利用者アンケートを実施した結果、6割以上が利用を希望したことから、冬休み期間の9日間、1食500円で試験的に提供しました。その結果、利用者の約3割が利用し、実施後のアンケートでは「保護者の負担軽減につながった」との回答が8割以上を占めるなど、概ね好評だったことから、来年度からの本格実施に向け準備を進めています。

(2) 学童保育は、常盤小学校3か所、藤崎小学校2か所、藤崎中央小学校2か所の計7か所で実施しています。

利用対象学年の拡大により、学校併設だけでは面積基準を満たせないため、分散して実施していますが、支援員は基準どおり配置しており、支障なく運営されています。

また、分散することで感染症対策や活動スペースの確保、利用者同士のトラブル軽減などの効果もあります。

(3) 常盤小学校では、2階の図書室、多目的室及び生活科室を学童保育の場所として活用し、4年生から6年生の児童が利用しています。学童保育は学校の教育活動終了後の放課後に実施しているため、学校教育活動に支障はありません。

## 浅利 直志 議員

日本共産党

### 教育充実の課題について



- Q** (1) 不登校児童生徒の現状と学習権確保の町のとりくみについて  
 (2) 「中学校部活動」地域移行のとりくみについて  
 (3) 「資料館あすか」内図書室の整備充実について

**A** (1) 不登校は、文部科学省において、「年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されており、全国的にも増加している課題となっています。当町の人数については、個人の特定につながる恐れがあるため公表していませんが、不登校や別室登校の児童生徒が在籍している状況です。

町では、常盤生涯学習文化会館内に適応指導教室を設置し、生活リズムの構築や学習支援を行っているほか、今年度はすべての小中学校に校内学習支援センターを設置し、学習支援員を配置しました。

(2) 町教育委員会では、令和5年度に「地域部活動検討協議会」を設置し、中学校部活動の地域展開について検討を進めています。

当初は、町内2中学校の部活動を統合する方向で検討していましたが、指導者の確保などの課題があることから、各部活動ごとに地域展開の方法を検討することとしました。

また、両中学校の野球部から休日地域クラブ化を試行したいとの申出があり、来年度にモデルケースとして実施する予定です。

今後はその状況を踏まえながら、部活動の地域展開に向けた準備を進めていきます。

(3) 常盤ふるさと資料館あすか内の図書室では、郷土資料や一般図書の閲覧・貸出しを行っているほか、旧常盤村出身で「農業の父」と称される浅利崇氏の愛読書1万1,000冊を収蔵する「浅利文庫」も開設しています。

今後も蔵書等を適切に保存管理するとともに、郷土学習への活用を進め、利用しやすい環境づくりに努めていきます。



## 町の温泉施設について

- Q** (1) 西豊田温泉の新温泉源のボーリング位置・予算規模、ボーリングの深さ・掘削時期は定まったのかについて  
 (2) (1)と関連した近隣温泉同意の条件はどのような内容かについて  
 (3) 常盤温泉メンテナンスの内容と予算確保について

**A** (1) 藤崎老人福祉センター駐車場隣の草地を新たな掘削場所として、本年1月9日に県へ申請書を提出しました。

掘削予定の井戸は深さ800メートルで、既存の井戸とほぼ同規模です。

令和8・9年度の予算として、合計約2億2,700万円を計上しており、県の許可や事業者選定後に掘削を開始する予定です。

(2) 温泉掘削にあたり、近隣温泉から影響調査について同意をいただいていることから、掘削前、掘削中、掘削後の各段階で、定められた方法に従い影響がないかを確認します。

(3) 昨年9月に町と指定管理者、設備業者で協議し、点検が必要と判断したため、本定例会で、温泉ポンプ点検などの委託料約340万円を予算計上しています。

点検内容は、ポンプの引上げ点検や湯揚管の交換、予備ポンプの確保などで、温泉利用者にご不便をおかけしないよう対応していきます。

## 農業支援について

- Q** (1) 食用米の増産についての町のとりくみについて  
 (2) パイプハウス・りんご樹雪害の現状と支援策について

**A** (1) 令和5年夏の猛暑による品質低下や歩留まりの悪化、インバウンド需要の増加等により、米の在庫不足と需要の急増が生じ、米価が高騰しており、国は需給バランスを見極める方針に転換しています。町では、県農業再生協議会からの生産数量配分を受け、生産者に数値目標を配布しており、今後必要数量の確保に努めます。

(2) 令和8年1月の大雪により、農業用パイプハウス4棟が倒壊し、県による再建・修繕補助が予定されていることから、町では、補助率の上乗せを検討しています。

りんご樹の被害については、県の調査で、被害率と被害額が確定次第、町議会に報告する予定です。

また、昨年度に引き続き、融雪資材及び塗布剤の購入費助成を行い、被害拡大の防止と農家の負担軽減を支援しています。

# 青の煌めきあおもり国スポ

2026

翔ける未来へ縄文の風に乗って  
第80回国民スポーツ大会

〈デモンストレーションスポーツ〉

## スポーツウエルネス吹矢



日時：令和8年5月17日(日)

受付 午前9時30分  
開会式 午前10時  
競技開始 午前10時30分  
表彰式 午後2時

会場：スポーツプラザ藤崎

### スポーツウエルネス吹矢ってどんな競技？

5～10m離れた的をめがけて、筒に入れた矢を自分の息を使って吹き飛ばし、その得点を競う競技です。性別・年齢問わず誰でも手軽にでき、ゲーム感覚で楽しみながら健康になれるスポーツとして注目されています。

健康効果の秘訣は、腹式呼吸をベースにしたスポーツウエルネス吹矢式呼吸法。血行促進などのよい影響を与えると共に、精神力・集中力が身に付きます。

### 見どころはここ！

静寂の中で呼吸とともに精神を整え、矢を吹く一瞬に込める「気」。的に当たった時のスパッという音が爽快です。

### デモンストレーションスポーツ(デモスポ)って？

デモンストレーションスポーツとは、誰もが気軽に参加できる生涯スポーツです。県内での普及や地域間交流の推進を目的に、県民を対象に開催されます。皆さんも体験してみませんか？



競技の観覧は無料で  
皆さんの応援で会場を  
盛り上げましょう！



藤崎町開催競技は他にも



〈公開競技〉

パワーリフティング

2026.9.26～27  
スポーツプラザ藤崎

〈正式競技〉

なぎなた

2026.10.17～19  
スポーツプラザ藤崎



### 当日は体験コーナーもあるよ♪



受付時間：午前10時30分～午後2時  
場所：スポーツプラザ藤崎2階  
柔剣道室

小さなお子さんでも、体力に自信がなくても、どなたでもできます。  
用具は無料で貸し出しますので、ぜひ体験しに来てください♪♪

■お問合せ 国民スポーツ大会推進室 ☎65-3100



ホームページ・SNSで  
国スポ情報を発信しています



藤崎町  
HP



国スポ推進室  
Instagram



国スポ推進室  
X

## 「令和8年経済センサスー活動調査」を実施します！

総務省と経済産業省では、令和8年6月1日を期日として、全ての事業所・企業を対象とした「経済センサスー活動調査」を実施します。

「経済センサスー活動調査」とは、日本経済の「いま」を明らかにするための調査です。調査対象事業所の方々には、従業員は何人か、いつ開設したのか、売り上げはいくらなのかなどを回答していただきます。

4月中旬にインターネット回答用の調査書類が国から郵送されますので、インターネットによる回答をお願いします。なお、インターネットでの回答が確認できない事業所及び新たに把握した事業所には、調査員が5月以降訪問し紙の調査票を配布します。

調査の詳細については、キャンペーンサイト (<https://www.e-census2026.go.jp/>) をご覧ください。



■お問合せ 経営戦略課企画調整係 ☎88－8258

## 町内の代表的な地点の地価を公開します

地価は、土地の売買や資産評価をする際の指標となります。納税者の皆さんの土地評価に対する理解を深めてもらうために、町内の標準地1平方メートル当たりの価格を町ホームページに公開しています。二次元コードよりご覧ください。

※建物の増改築又は取壊しをしたときは、税務課固定資産税係にお知らせください。

なお、登記については青森地方法務局弘前支局 (☎26－1150) で手続きが必要です。



■お問合せ 税務課固定資産税係 ☎88－8146

## 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧等を受付します

固定資産税の評価額等を確認していただくため、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧等を次のとおり受付します。

◆縦覧期間 4月1日(水)～6月1日(月) 午前8時15分～午後5時

※水曜日は午後6時30分まで ※土日祝日を除く

◆縦覧場所 税務課固定資産税係窓口

◆手数料 無料

◆縦覧できる方 固定資産税の納税者、納税管理人

◆準備物 来庁者の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・納税通知書等)

※代理人が来庁する場合は、上記書類のほか、本人からの委任状(法人の場合は代表者印を押した委任状)が必要です。

■お問合せ 税務課固定資産税係 ☎88－8146

# 上下水道課 からのお知らせ

## 水道メーターの検針を再開します

地下式水道メーターを使用している方については、冬期間中は積雪のため検針業務を休止していましたが、4月より検針業務を再開します。

なお、業務の円滑な遂行のため、水道メーター付近の障害物等の撤去及び除排雪にご協力をお願いします。



### 認定水量期間終了後の上下水道料金の精算について

冬期間における認定期間中の過不足分は、4月の検針再開に伴い令和8年5月請求に含め、精算して請求します。また精算により過納金が生じた場合は、「冬期間認定料金精算通知書」を送付します。上下水道料金の月額はおおりのとおりです。(料金は税込み)

#### ◆メーター使用料

メーター口径	地下式	地上式
13mmまで	88円	308円
20mmまで	143円	363円
25mmまで	176円	396円
40mmまで	528円	572円
50mmまで	1,056円	1,991円
50mmを超えるもの	1,760円	2,255円

#### ◆下水道（農集排）使用料

基本水量	使用量	
8㎡まで	基本料金	1,430円
8㎡を超え20㎡まで	1㎡につき	183円
20㎡を超え30㎡まで		195円
30㎡を超え50㎡まで		228円
50㎡を超え150㎡まで		286円
150㎡を超えるもの		333円

#### ◆水道料金

用途	基本水量	基本料金	超過料金（1㎡につき）
家庭用	8㎡	2,112円	264円
営業用・団体用・臨時用	13㎡	3,432円	
湯屋用・工業用	130㎡	34,320円	

※水道の使用を開始する際は「使用開始届」、中止する際は「使用中止届」の提出が必要です。開始又は中止する日の3営業日前までに、届書の提出もしくは上下水道課へ連絡くださるようお願いいたします。

■お問合せ 上下水道課 ☎75-6025

## 広報お知らせ号の廃止について

町ではこれまで、毎月1日発行の「広報ふじさき」と、毎月15日発行の「広報お知らせ号」を、町内会（行政連絡員）により毎戸配付してきましたが、町内会役員の高齢化や人手不足の状況を踏まえ、「広報お知らせ号」は3月15日号をもって廃止し、**4月からは広報紙の発行が月1回（毎月1日発行）**となりました。

今後は、ホームページやSNSなどを活用しながら、より充実した情報発信に努めてまいります。町民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。



■お問合せ 経営戦略課企画調整係 ☎88-8258

# 内水ハザードマップを 作成しました!

近年、水害や土砂災害等をもたらす異常気象が毎年のように発生し、国内各地で豪雨による大きな被害が多発しています。

藤崎町では洪水、火山のおそれがある箇所を地図にまとめた「藤崎町防災マップ」と併せて、内水はん濫からの避難行動や水害への備えなどに役立つ情報を掲載した「藤崎町内水ハザードマップ」を作成しました。

## 内水ハザードマップとは?



内水ハザードマップとは、集中豪雨による水害が発生した際に、想定される浸水箇所、危険な場所、避難所の情報をまとめたマップ（地図）です。日頃からの備えや水害対策へ準備してい

ただき、浸水発生時に町民の方が自らの安全を守る行動につなげていただくために、ご活用ください。

## 内水はん濫とは?



内水はん濫は、平坦な土地に短時間で強い雨が降ると、道路側溝や排水用の水路の水位が上昇し、大量の雨水に耐え切れず雨水があふれ出す現象で、あふれ出した雨水は土地や建物に浸かり、

人が巻き込まれる危険性が高まります。なお、洪水（外水はん濫）は、大量の雨水により河川のはん濫や堤防の決壊から、市街地に雨水が流れ込む現象です。

## ▶内水ハザードマップを対象地区に配布しました。

内水ハザードマップの対象となる次の地区の方は、藤崎町防災マップと併せて保管をお願いします。（現在のところ数に限りがあるため、再配布の予定はございません。）

### ●公共下水道処理区域

既成市街地、藤越地区、白子地区、東町地区、水沼地区、徳下地区、三ツ屋地区、福島地区

※公共下水道は、市街地の衛生的な生活環境の確保、河川の水質保全を目的に、汚水と雨水を分離して排水します。

汚水は処理場で浄化したのち河川に放流し、降雨により流水した雨水は、管渠から速やかに河川等に排水し、市街地における浸水被害を防ぎます。

## ▶内水ハザードマップを公表しています。

内水ハザードマップは、町ホームページにて公表していますので、必要に応じて確認をお願いします。

## 内水ハザードマップの掲載内容

### ▶情報・学習面（表面）

- ・水害の発生メカニズムと豪雨の特徴
- ・気象情報と警報発令
- ・防災情報の入手先
- ・避難行動の方法
- ・水害に備えた対策と持出品

### ▶地図面（裏面）

- ・浸水想定区域の浸水情報
- ・過去に発生した浸水情報
- ・避難する方が利用する施設の情報
- ・危険箇所（地下道）に関する情報
- ・河川等の水面高さを観測する位置情報



## いのちを守る 内水ハザードマップの使い方

いざというときに備えて、事前に必要な行動を確認しておくことをお勧めします。

- ①浸水場所を確認する。
- ②避難場所・避難ルートを確認する。
- ③避難の行動を理解する。
- ④情報の入手先を確認する。
- ⑤災害に備え準備する。

■お問合せ：上下水道課

☎75 - 6025



# 児童扶養手当、特別児童扶養手当を 受給されている皆さんへ

児童扶養手当、特別児童扶養手当の令和8年4月分からの支給額は次のとおりです。

## 令和8年4月分からの支給額

児童扶養手当	全部支給	月額 48,050円
	一部支給	月額 48,040円 ~ 11,340円
第2子以降加算額	全部支給	月額 11,350円
	一部支給	月額 11,340円 ~ 5,680円
特別児童扶養手当	1級	月額 58,450円
	2級	月額 38,930円



## ひとり親家庭等のお子さんのための 児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子ども福祉の増進を図る目的として、手当を支給するものです。

### どんな人に支給されるの？

日本国内に住所があり、次のいずれかに該当する父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している父母又は、養育者に対し、子どもが18歳に達した年度末（子どもに中度以上の障がいがあるときは、20歳未満）まで支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 父又は母が死亡した子ども
- ③ 父又は母が政令に定める障がいの状態（国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級1級程度）にある子ども
- ④ 父又は母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている子ども
- ⑥ 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた子ども
- ⑦ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている子ども
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した子ども
- ⑨ その他（棄児など）

ただし、次のいずれかに該当するときは、支給されません。

- 婚姻の届出をしていなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係など）にあるとき
- 対象となる児童が、児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、通園施設等を除く）などに入所したり、里親に預けられたとき
- 受給資格者（障がい児の父母等）もしくはその配偶者又は生計を同じくする扶養義務者（同居する父母等の民法に定める者）の前年の所得が一定の額以上であるとき

## 障がいのあるお子さんのための 特別児童扶養手当

精神や身体が政令で定める障がいの状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉増進を目的として、手当を支給するものです。

### どんな人に支給されるの？

日本国内に住所があり、精神又は身体が中程度以上の障がいのある児童（特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第1項に定める状態）を監護している父・母、又は父母に代わって児童を養育している人に支給されます。

ただし、次のいずれかに該当するときは、支給されません。

- 対象となる児童が、児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、通園施設等を除く）などに入所したとき
- 対象となる児童が、障がいのために公的年金を受けられることができるとき
- 受給資格者（障がい児の父母等）もしくはその配偶者又は生計を同じくする扶養義務者（同居する父母等の民法に定める者）の前年の所得が一定の額以上であるとき



■お問合せ 住民課子育て支援係 ☎88-8184

## 筋力あっぷ教室・アクション教室のご案内

最近、こんなことはありませんか？

- ・家事や外出が以前より大変になった
- ・閉じこもりがちで足腰の衰えが気になる
- ・人と話す機会が減り、物忘れが多い
- ・体力の衰えを感じ、趣味を楽しめなくなった



そんな方は、ぜひ教室にご参加ください！

### 筋力あっぷ教室（集団）

理学療法士の指導を受けながら、仲間と一緒にトレーニングやストレッチ運動を行い、筋力アップを目指します。

- 会 場 ときわ会病院  
リハビリテーション科
- 開催時期  
第1期 5月～7月※募集は締め切りました  
第2期 9月～11月  
第3期 1月～3月



ゴムバンドを使った運動



腕と足を一緒に動かして  
頭も同時にストレッチ

### アクション教室（個別）

筋力あっぷ教室よりも少し強めの運動を、作業療法士の先生の個別指導のもと、自分の状態に合わせて行います。

- 会 場 アクション コンディショニング  
& フィットネス（常盤）
- 開催時期  
第1期 4月～6月※募集は締め切りました  
第2期 7月～9月  
第3期 10月～12月  
第4期 1月～3月



初めはできなくても、理学療法士の先生が丁寧にサポートしてくれます。

65歳以上で要支援1、2又は事業対象者の方が対象です。

- ・週1回のペースで行う教室です。（3か月間で12回開催） ※送迎も相談できます。
- ・参加費は無料です。
- ・次回教室の参加者募集については、広報紙（アクション教室は5月号、筋力あっぷ教室は7月号）でお知らせする予定です。

「自分が対象になるか分からない」「参加できるか相談したい」という方はお気軽にお問合せください。

- お問合せ 福祉課介護保険係 ☎88-8198  
町地域包括支援センター ☎65-4155

## 緑の募金（春季）にご協力ください

春季の「緑の募金」が以下の日程で全国的に実施されます。

町では、寄せられたご厚意は緑豊かな環境づくりに活用されます。募金箱（どんぐり君人形）は、役場住民課・会計課・農政課の各窓口のほか、町内公共施設に設置していますので、皆さまのご協力をお願いします。

- 緑の募金期間 4月1日（水）～5月31日（日）

- お問合せ 農政課農政係 ☎88-8273



# 藤崎町新型インフルエンザ等対策行動計画に係る パブリックコメントを実施します

町では、令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応を契機として、新たな呼吸器感染症等の流行を想定し、感染症危機により万全に対応できる体制を整えるため、対策の充実を図ることとしました。これを踏まえ、国及び県が「新型インフルエンザ等行動計画」を改定したことから、「藤崎町新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定します。

計画改定の参考とするため、次のとおりパブリックコメント（意見公募）を実施します。

## 1 意見を募集する計画

藤崎町新型インフルエンザ等対策行動計画

## 2 意見の募集期間

4月8日（水）～28日（火）（21日間）

## 3 計画を閲覧できる場所等

- |   |  |
|---|--|
| (1) 役場本庁舎   | } 午前8時15分～午後5時まで閲覧できます。<br>※水曜日のみ午後6時30分まで |
| (2) 常盤出張所   |  |
| (3) ふれあいずーむ館  |  |
| (4) 町ホームページ ( <a href="https://www.town.fujisaki.lg.jp/">https://www.town.fujisaki.lg.jp/</a> ) |  |

## 4 意見を提出することができる方

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 町内に勤務する方
- (3) 町内の学校に通学する方
- (4) 町内に事務所等がある法人及び団体
- (5) 本計画に利害関係を有する方

## 5 意見の提出方法

記入用紙にご意見と必要事項（氏名、住所、連絡先）を記入のうえ、3（1）～（3）に設置した意見箱に投函するか、提出先まで郵送、持参、FAX又はメールのいずれかの方法で提出してください。

## 6 その他

- ・提出されたご意見は、計画策定の参考とするほか、後日集約し、氏名、住所・連絡先を除き対応状況を町ホームページで公表します。ただし、ご意見に対する個別の回答は行いません。
- ・記入漏れ等がある場合は、ご意見として受付しません。
- ・ご意見は、電話など口頭では受付しません。

■提出先・お問合せ 福祉課健康係 ☎88-8197  
〒038-3803 南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地  
FAX 75-9605 メール [kenko@town.fujisaki.lg.jp](mailto:kenko@town.fujisaki.lg.jp)

# 軽自動車税継続検査用納税証明書について

軽自動車税を口座振替・スマホアプリ等により納付していただいた方には、納付確認後に領収証書兼納税証明書をお送りしていましたが、令和5年1月から納付状況を電子的に確認できるシステム（軽JNK S）が稼働開始したことや県の自動車税・周辺市町村の状況を踏まえ、令和8年度から送付しないこととしました。

なお、納付の時期等により電子的な確認が行えない場合には、従来どおり窓口・郵送請求により書面を発行（無料）します。

■お問合せ 税務課収納係 ☎88-8151

# 弘前消防本部予防課からのお知らせ

## 春の火災予防運動 『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

4月13日から19日まで、県下一斉に春の火災予防運動が実施されます。

これからは空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節になります。火災はちょっとした油断から、皆さんの大切な命や貴重な財産を奪います。

万が一に備え、住宅用火災警報器を設置しましょう。また、「住宅防火 いのちを守る10のポイント（4つの習慣・6つの対策）」を実行し、自分の家は自分で守るよう心掛けましょう。

### ✓ 4つの習慣

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

### ✓ 6つの対策

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。



## 林野火災注意報・警報

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した林野火災は、延焼範囲が3,370ヘクタールという大規模な林野火災となりました。

それに伴い、令和8年1月1日から弘前地区消防事務組合火災予防条例を改正しています。

名称	発令基準	罰則
林野火災注意報 (当日の気象状況にもよる)	①前3日間の合計降水量1mm以下かつ前30日間の合計降水量30mm以下 ②前3日間の合計降水量1mm以下かつ乾燥注意報	なし
林野火災警報	林野火災注意報の発令基準に加え強風注意報が発表されている場合	あり(火気使用制限に従わなかった場合)

上記の「林野火災注意報」や「林野火災警報」を発令した際には、林野及び林野周辺の区域において火の使用が制限されます。

※火の使用制限とは

山林等での火入れ及び喫煙をしない、煙火の消費(花火等の使用)をしない、屋外での火遊び及びたき火をしない、屋外での引火性又は爆発性の物品・可燃物付近での喫煙をしない、残火(たばこの吸い殻等)、取灰又は火粉の始末をすること

## 枯草・枝等の焼却による火災に注意を！

毎年4月・5月は、枯草や枝等の廃棄物を焼却し、強風にあおられ周囲の可燃物に燃え広がる火災が発生しています。

廃棄物の焼却は原則禁止されています。なお、農業等営むためにやむを得ないものとして焼却する場合は、以下のことに注意してください。

- 風の強い日には燃やさない
- 一度に大量に燃やさない
- 燃やしている時は目を離さない
- その場を離れる時は、完全に消火したことを確認する

なお、農業等営むためにやむを得ないものとして焼却する場合であっても「林野火災注意報」や「林野火災警報」を発令した際には焼却できませんので、ご協力をお願いいたします。



■お問合せ 弘前消防本部予防課 ☎32-5104

# 軽自動車税に関するお知らせ

軽自動車税は、車両の種類や新規検査（新車登録）を受けた年月によって、適用される税率が異なります。

## ●重課税率

重課税率は、新規検査（新車登録）を受けた年月から13年を経過した車両（電気自動車等を除く）に対して課される税率です。

※令和8年度は、平成25年3月31日以前に新規検査した車両が該当し、年税額が次のようになります。

- ・乗用自家用車 7,200円（旧税率）→12,900円
- ・貨物用自家用車 4,000円（旧税率）→6,000円

## ●納税義務者

4月1日現在で、町内に主な定置場のある軽自動車等を所有している方

※4月2日以降に廃車等をして、本年度分は課税されます。

（軽自動車税には月割制度がありません。）

## ●小型特殊自動車の申告

トラクターやコンバインなどの農耕作業用自動車、フォークリフトやショベルローダ、乗用草刈機などの小型特殊自動車は、軽自動車税の課税対象となります。軽自動車税の申告をして標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。

※軽自動車税は車両を所有していれば、公道を走らない場合でも、課税対象となります。

なお、大型特殊自動車は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、事業主の方は固定資産税（償却資産）の申告をしてください。

## 令和8年度軽自動車税の減免について

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育（愛護）手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、障害の程度など一定の要件を満たす場合には、申請により軽自動車税の減免を受けることができます。

また、これらの手帳を持つ方と生計を一にする方が、手帳をお持ちの方のために所有する軽自動車等を運転する場合も対象となります。

なお、減免できる自動車は1人につき1台です。普通自動車の場合は中南県税事務所納税管理課（☎32-4341）までお問合せください。

### ◆対象

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育（愛護）手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、障害の程度など一定の要件を満たす場合
- ②上記の手帳を持つ方と生計を一にする方が、手帳をお持ちの方のために所有する軽自動車等を運転する場合
- ③その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等  
※公益のため直接専用するものと認められる軽自動車等については、税務課固定資産税係までお問合せください。

### ◆手続きに必要なもの

軽自動車税納税通知書・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育（愛護）手帳又は精神障害者保健福祉手帳・納税義務者の個人番号が確認できるもの・運転する方の運転免許証又はマイナ免許証・自動車検査証・その他（別世帯の方が運転する場合は生計同一証明書、常時介護する方が運転する場合は常時介護証明書が必要です。）

### ◆受付締切

4月30日（木）

### ◆その他

障がい等の区分・程度に応じて減免の可否がありますので、詳しくはお問合せください。

■お問合せ 税務課固定資産税係 ☎88-8146

## 1月21日からの大雪による被害者に対する 県税の減免等について

1月21日からの大雪により被害を受けた方々が今後納付すべき県税（個人事業税、不動産取得税及び自動車税（種別割））については、被害の状況に応じ減免する等の措置を講じます。詳しくは、最寄りの県税事務所にご相談ください。



■お問合せ 青森県中南県税事務所 ☎32-4341

## 県税のキャッシュレス納付・口座振替制度のお知らせ

### ●キャッシュレス納付

個人事業税、不動産取得税及び自動車税種別割は、インターネット上の専用サイト「地方税お支払サイト」から、クレジットカードやインターネットバンキング等による納付ができるほか、スマートフォンアプリを利用して電子マネー等で納付することができます。

詳しくは、県ホームページをご覧ください。（納付時に手数料がかかる場合があります。）

### ●口座振替制度

〈口座振替を利用できる県税〉

個人事業税（定期賦課分）及び自動車税種別割（定期賦課分）

詳しくは、各取扱金融機関又は中南県税事務所にお問合せください。

※自動車税種別割の口座振替新規お申込み期限（令和8年度分）は4月30日（木）です。

〈その他〉

- キャッシュレス納付及び口座振替制度では、「領収証書」や「口座振替済通知書」、「納税証明書」は発行されません。
- 自動車税種別割の納税確認電子化により、「納税証明書」を提示せずに車検を受けることができます。ただし、納税確認が可能となるまでに時間を要しますので、納付後すぐに車検で納税証明書を必要とする場合は、金融機関や県税事務所窓口、コンビニエンスストアでの納付をお願いします。



■お問合せ 青森県中南県税事務所 納税管理課 ☎32-4341

## 献血のご協力をお願いします

次の日程で献血を行いますので、皆さまのご協力をお願いします。

日付 **4月22日(水)**

場 所	受付時間
ふじさき食彩テラス	午前9時40分～午前11時30分
JA津軽みらい 常盤支店	午後1時～午後2時15分
藤崎町役場	午後3時～午後4時30分

献血された方にはトキワ養鶏のたまご10個入り1パックを差し上げます。

◆献血種別…全血献血（400mL）

◆年 齢…男性：17歳～64歳  
女性：18歳～64歳

◆体 重…50kg以上

※初めて献血される方は、本人確認ができるもの（運転免許証等）をご持参ください。

■お問合せ 福祉課健康係 ☎88-8197

子育てについて悩んでいませんか？

## 子育てなんでも相談のご案内

女性の専門相談員（保健師兼認定心理士）が応じますので、お気軽にご相談ください。  
電話での匿名相談もできます。

- 相談内容 子育ての悩み・生活習慣・発達や言葉の遅れ・学校関係・家庭教育・いじめ・非行など
- 対象者 幼児～高校生までの保護者等 ※相談上の秘密は厳守します。
- 会場 ふれあいずーむ館「研修室」  
常盤生涯学習文化会館「視聴覚室」
- 相談方法
  - ・面接相談（相談会場にて個別相談受付）
  - ・子育てなんでも専用ダイヤル ☎070－2021－6940  
※専用ダイヤルによる相談受付は面接相談日時と同じです。
- 日時等

実施日	会場	時間
4月11日（土）	常盤生涯学習文化会館	午後1時～午後4時
5月23日（土）	ふれあいずーむ館	
6月20日（土）	常盤生涯学習文化会館	
7月18日（土）	ふれあいずーむ館	
8月15日（土）	常盤生涯学習文化会館	
9月19日（土）	ふれあいずーむ館	
10月17日（土）	常盤生涯学習文化会館	
11月21日（土）	ふれあいずーむ館	
12月19日（土）	常盤生涯学習文化会館	
1月16日（土）	ふれあいずーむ館	
2月20日（土）	常盤生涯学習文化会館	
3月20日（土）	ふれあいずーむ館	



- 予約・お問合せ 町教育委員会生涯学習課（常盤生涯学習文化会館内） ☎65－3100  
※事前にご予約いただくと、お待たせせずにスムーズにご案内できます。

## 介護保険運営協議会の委員を募集します

- ◆委員会の内容 介護保険事業の運営に関する事項を審議するものです。
- ◆会議の開催予定 年2～3回程度
- ◆委員の任期 3年（令和8年6月1日～令和11年5月31日）
- ◆応募資格
  - ①令和8年6月1日現在で藤崎町に住所を有する40歳以上70歳未満の方（介護保険の被保険者の方）
  - ②委員として参画する意欲があり、実際に会議に出席できる方（会議は平日の日中に開催予定）
  - ③国会議員、地方公共団体の議員および公務員（臨時職員を含む）でない方
  - ④町の他の附属機関の公募による委員となっていない方
- ◆募集人数 2名（委員総数は15名以内）
- ◆報酬 日額 4,900円
- ◆応募方法  
応募用紙に必要事項を記入のうえ、福祉課介護保険係まで郵送（申込期限当日の消印まで有効）又は持参してください。なお、応募用紙は役場福祉課介護保険係に備え付けているほか、町ホームページ（<https://www.town.fujisaki.lg.jp/>）に掲載しています。
- ◆申込期限 4月30日（木）
- ◆選考方法等  
応募用紙の内容により選考します。ただし、必要に応じて面接等を行う場合があります。選考結果は応募者全員にお知らせします。

- 応募・お問合せ 福祉課介護保険係 ☎88－8198



# 図書館だより

町図書館大夢  
☎ 75-2288  
開館時間  
9:00～17:00

## 最新着図書 ※都合により、一部納期が遅れることがあります。

### 一般図書

- まちに生きるローカル商店 URローカル商店研究会/編著
- 青青といく 永井 紗耶子/著
- 遠い標的 八木 荘司/著
- ひだまりのストリート・ピアノ 河邊 徹/著
- 戦う白衣の天使 櫻庭 由紀子/著
- この罪を消し去ってください 高谷 再/著
- 幽民奇聞 恒川 光太郎/著
- 恋するブタハナ 額賀 滯/著
- 生きとるわ 又吉 直樹/著
- エデンの裏庭 吉田 篤弘/著
- グレタ・ニブン 綿矢 りさ/編
- 大河の一滴最終章 五木 寛之/著
- ザ・リトル・シスター レイモンド・チャンドラー/著
- わたしを「書いて」取り戻す 釈 文雄/著
- きくらげ幸せレシピ 春日井ファーム/著
- 暮らしが豊かになる庭づくり 山と溪谷社/出版

### 児童図書

- Yes!左さき あいちゃん/作
- まじめてわいの? エミリア・アンダーソン/著
- ミラーさんちのころころおひっこし デイヴ・エガーズ/文
- はるをみつけたよ 平野 恵理子/さく
- すきまちゃんのすきなすきま 山本 和子/さく
- ひとりぼっちのクジラとわたしの歌 リン・ケリー/作
- 自然のコレクション図鑑 さとう かよこ/著
- かつこいいピンクをさがしに なかむら るみ/文・絵

### 郷土図書

- デッドエンドで宝探し 能町 みね子/著  
ほか



**4月の休館日**  
6日(月)・13日(月)・20日(月)・27日(月)・30日(木)  
※4月30日(木)は図書整理のため休館となります。  
※休館日に図書を返却する場合は、正面玄関脇の返却ポストをご利用ください。

## 2026年・第68回「こどもの読書週間」

期間：4月23日(木)～5月12日(火)  
標語：「ことばがきみのはねになる」

### こどもの読書週間企画

『わくわく♪ドキドキ★おはなし ガチャ本』  
～大夢(タイム)カプセルで豆本ゲット!!～



- いつ 4月23日(木)～ 図書貸出時
- どこで 図書館 受付 ※なくなりしだい終了
- 対象 幼児・小学生(お一人様、1日1回)  
本を借りると豆本が入ったガチャガチャを回せるよ

### お知らせ

ときわっ子本の会、わっこの会によるおはなし会は6月からスタートします。どうぞお楽しみに!!

### ご寄贈ありがとうございます

健部 伸明 様(小畑) 1冊  
「銀のギターのジョン」 寄贈者本人訳



### 利用案内

町内在住者・在勤者など、どなたでも利用できます。  
町外の方への貸し出しは、青森県内図書館共通利用券が必要となります。

- 開館時間 午前9時から午後5時まで
- 貸出冊数・期間 一人6冊・14日間
- 休館日 毎週月曜日(祝日の場合は翌日)  
年末及び年始 12/29～1/3  
館内図書整理日 毎月末日等  
蔵書点検期間
- リクエスト ご希望の本が館内にない場合は、町内在住者に限り、リクエストできます。
- 予約 館内所蔵の本で貸し出し中の場合、予約できます。
- インターネット予約  
まずは図書館窓口での申請が必要です。
- 返却ポスト 町文化センター、常盤ふるさと資料館あすか(各施設の開館時間にあわせてご利用できます。)



～皆様のご利用をお待ちしています～

## ふじワン グランプリ 2025

★グランプリ

★準グランプリ をご紹介!

### グランプリ からあげ屋とんぼ

カラアゲバーガー  
にんにくスペシャル 500円(税込)



とさわにんにくチップをトッピングした自慢のからあげをバンズではさみました。オリジナルの醤油ダレとマッチした絶品バーガーです。ぜひご賞味ください。

### 準グランプリ アントルメ佐藤菓子店

ミルクレープロール 400円(税込)



オリジナルの生クリームと三重県紀宝町の不知火ジュレを入れミルクレープロールにしました。半解凍で冷たいうちに召し上がるのもオススメです。

## 観閲式予行訓練の実施について

町消防団では次の日程で「令和8年度青森県中弘地区消防協会定期観閲式 予行訓練」を実施します。

実際にサイレンを鳴らしますので、火災と間違わないようご注意ください。

- 日時 4月19日(日) 午後1時～午後4時頃
- 訓練場所  
旧弘前実業高等学校藤崎校舎内  
・陸上トラック  
・ふじさき産業文化施設 リンゴカ裏の駐車場 ほか
- 訓練内容  
・徒歩部隊分列行進  
・消防ポンプ車による機械点検  
・ラッパ隊の演奏練習 ほか
- お問合せ 総務課防災係 ☎88-8295

## 農作業従事者無料職業紹介所のご案内

町では、「農作業従事者無料紹介所」を開設しており、農繁期に農作業従事者を確保したい農業者と農作業従事を希望する方のマッチングを行っています。

- 従事内容  
農業に関する作業(りんごの摘果・葉とり、収穫等)
- 求人(雇用したい方)  
・町内に住所を有する農業者  
・町内に自らが営農する農地を有する農業者
- 求職(就労したい方)  
・町内に住所を有する者  
・町が実施する労働力不足解消を目的とした事業に参加したことがある者
- 登録申請・お問合せ 農政課農政係 ☎88-8273

## 県産米で子育て世帯を応援します



県では、お米をはじめとした食料品などの物価高騰の影響を特に受けている子育て世帯の皆さまに、県産米の購入に使える電子クーポン又はお米券を提供します。

- 対象児童 令和8年3月31日時点で18歳以下の県内在住の子ども

- 申請者 申請日時点で県内在住の対象児童の保護者など
- 支給品 対象児童1人あたり県産米に使える電子クーポン10,000円分又はお米券8,800円分
- 申請期限 4月30日(木)まで ※申請必須
- 申請方法 専用ホームページから電子申請又は郵送 ※詳細は「あおもり米子育て応援事業」で検索
- お問合せ  
あおもり米子育て応援事業事務局  
コールセンター ☎0120-119-666



## 自衛官の募集について



次のとおり自衛官を募集します。  
受験資格等の詳細はお問合せください。

- ①第2回一般幹部候補生(大卒程度試験)
  - 資格  
・22歳以上26歳未満の者  
・20歳以上22歳未満の者は大卒(見込含)  
・修士課程修了者等(見込含)は28歳未満の者
- ②第2回一般幹部候補生(院卒者試験)
  - 資格  
20歳以上28歳未満の者 修士課程修了者等(見込含)
- ③第2回幹部候補生(歯科・薬剤科試験)
  - 資格  
専門の大卒(見込含)  
20歳以上30歳未満の者  
(薬剤科は20歳以上28歳未満の者)
- ④第2回幹部候補生
  - 資格 20歳以上33歳未満の者
- ⑤2等陸・海・空士(任期制自衛官)
  - 資格 18歳以上33歳未満の者

### 共通事項

- 受付期間 ①～④4月22日(水)～6月5日(金)まで  
⑤5月7日(木)まで
- 試験日 ①②6月13日(土)・14日(日)  
※14日は海上自衛隊飛行要員志願者のみ  
③④6月13日(土)  
⑤未定 ※試験日については、決定次第お知らせします。
- お問合せ 自衛隊青森地方協力本部弘前地域事務所 ☎27-3871

## 広報ふじさき有料広告

てんしょうどう  
天賞堂補聴器センター

【認定補聴器専門店】  
だからできます!

- ◎補聴器相談連携店
- ◎各市町村協会支援法取扱店
- ◎高齢者補聴器購入費補助金・助成金申請
- ◎補聴器医療費控除のための相談受付

オレンジ色が目印☆

相談受付中!!

場所はどこ?

弘前市代官町通り  
(パークホテルさん横)

店舗横5台スペース有

※まずはお電話でご予約ください。

**☎0172(36)5678**

不用品回収

草刈り

庭木伐採

家屋解体

外構工事

お任せください!!  
代表 齋藤 啓大

株式会社  
プラスアルファ  
藤崎町水木字水元 111-1

遺品整理、生前整理  
除雪他

お見積り・相談無料

**☎080-5736-9994**

## 五能線設備メンテナンスに伴う 列車の一部運休について



JR秋田支社では、設備の適切な維持管理のため、日中時間帯に、五能線（能代駅～五所川原駅間）でまくらぎなどを交換する設備メンテナンスを実施します。

これに伴い、一部の列車に区間運休が発生します。なお、代行輸送は行いませんので、ご理解とご協力をお願いします。

### ●運休日（工事実施日）

5月18日（月）、19日（火）、20日（水）、21日（木）、25日（月）、26日（火）

6月8日（月）、9日（火）、10日（水）、11日（木）

### ●運休列車・区間

	発	発時間	行先	区間
上り	鱒ヶ沢	8:33	能代	鱒ヶ沢～能代
	五所川原	11:07	深浦	五所川原～深浦
	五所川原	13:30	深浦	五所川原～深浦
下り	深浦	14:42	能代	深浦～能代
	深浦	9:29	五所川原	深浦～五所川原
	能代	11:05	五所川原	能代～五所川原
	深浦	15:12	鱒ヶ沢	深浦～鱒ヶ沢

### ■お問合せ

JR東日本お問合せセンター ☎050-2016-1600

## 津軽広域連合からのお知らせ

### 地元の魅力を情報発信！地域資源特派員募集

津軽地域の魅力を写真やイラストで投稿していただける方を募集しています。

SNSが苦手な方でも大丈夫！津軽の「気になる」を教えてください。発信は当広域連合が行います。

### ●募集テーマ

- ①あなたのまわりの「季節を感じる」もの
- ②まちで見かけた「時代を感じる」もの
- ③あなたのまちの「奇祭・奇習」 など

### ●対象

藤崎町・弘前市・黒石市・平川市・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村に在住、通勤、通学されている方

### ●投稿方法

特派員登録後に簡単なコメントと写真やイラストを添えて、郵送又はメール（[rengou@tsugarukoiki.jp](mailto:rengou@tsugarukoiki.jp)）で投稿してください。

- ・郵送の場合、専用紙と返信用封筒を送付
- ・投稿はペンネームも可

### ●レポートの公表

投稿レポートは「地域資源レポート」として、津軽広域連合ホームページ、公式フェイスブック・エクス・インスタグラム、津軽広域連合の広報紙で紹介します。



### 「津軽の名人・達人バンク」利用者・登録講師募集！

「津軽の名人・達人バンク登録者名簿」は、イベントなどで講師が必要なおき、目的に合わせて利用できるように津軽地域の様々なジャンルの講師をまとめた人材情報を紹介しています。

名簿はどなたでも自由に利用できます。

### ●利用方法

希望する講師を見つけたら、名簿に掲載されている連絡先へ直接日程や費用などをお問合せください。

### ●指導内容一例

体操、伝統工芸（こぎん刺し・津軽塗・金魚ねぶたなど）、クラフト製作、健康づくりの指導、生活に関する豆知識を学ぶ講座など幅広い分野の方が講師として登録しています。

※自分の特技を講師として指導できる方も募集

個人と団体（企業・サークルなど）の講師登録ができます。

※名簿はホームページからダウンロードできます。



### ■お問合せ

〒036-8003 弘前市大字駅前町9番地20  
ヒロコ3階 津軽広域連合 総務課総務企画係  
☎31-1201

## スポーツプラザ藤崎からのお知らせ

### 運動会のための『走り方教室』開催のお知らせ

運動会で活躍したい！少しでも早く走りたい小学生集合！！

- 日 時 ①4月25日（土）②5月9日（土）  
午前9時から
- 講 師 村岡 進 先生
- 対 象 者 藤崎町の小学生 ※各回15名まで
- 参 加 費 各回ひとり100円（当日）
- 持 ち 物 タオル・飲み物・帽子・内履き
- 申込期限 ①4月17日（金）②5月1日（金）まで

### 『青空ヨガ』開催のお知らせ

青空の下、ゆったりヨガで心も体もリフレッシュしませんか？

- 日 時 5月10日（日） 午前10時から
- 講 師 對馬 郁子 先生
- 対 象 者 藤崎町・近隣市町村お住まいの方どなたでも ※先着15名
- 参 加 費 2,000円（当日・むら咲さんの野菜定食お弁当とお茶付き）
- 持 ち 物 ヨガマット（レンタル可能）・飲み物・タオル・日焼け対策グッズ・レジャーシートなど
- 申込方法 4月30日（木）までに電話又はメール（[rengou@tsugarukoiki.jp](mailto:rengou@tsugarukoiki.jp)）でお申込みください。

### 共通事項

- 場 所 藤崎町グラウンド  
陸上競技場又は屋内グラウンド

■お問合せ スポーツプラザ藤崎 ☎75-3323

## 弘前地区環境整備センター プラザ棟からのお知らせ

### ボックスフラワーアレンジメント作り教室

ドライフラワーと端材で、ボックスフラワーアレンジメントを作ってみませんか。

- 日 時 5月9日(土)  
午前9時30分～午前11時
- 定 員 20人(小学生以上)  
※小学生の参加は保護者の同伴が必要です。

### プロが教えるかんたん楽しい春のエコクッキング教室

「採れたて春野菜のおいしさをたっぷり！」をテーマに春野菜を使った、時短でエコな料理を作ってみませんか。

- 日 時 5月16日(土) 午前9時30分～正午  
(調理・試食・片付けを含む。)
- 定 員 10人(小学生以上)  
※小学生1人につき保護者1人の同伴が必要です。  
※保護者同伴の場合、2人1組で1食分調理していただきます。
- メニュー たけのこと春キャベツのスープ・鶏手羽先と新玉ねぎの甘辛煮・生姜ごはん・いちご大福
- 持 ち 物 エプロン・ふきん・三角巾・大皿(直径25cm程度)・お米0.5合・マグカップ・お箸

### 布ぞうり作り教室

ご家庭にある使い古しのタオルや手ぬぐいを使って布ぞうりを作ってみませんか。

- 日 時 5月23日(土)  
午前9時30分～午後3時
- 定 員 20人(中学生以上)
- 持 ち 物 使い古しのタオル4枚(フェイスタオルの大きさ・およそ35cm×80cm 色付きタオルが望ましい)・昼食・飲み物・作業しやすく汚れても構わない服装でお越しください。

### 共通事項

- 申込方法  
4月17日(金)までに電話又はメール(plaza-ebarahirosaki@ebara.com)で教室名・氏名・年齢・住所・電話番号をご記入の上お申込みください。  
※2人まで応募できます。応募多数の場合は抽選で決定し、4月24日(金)までに抽選結果をお知らせします。

### ■場所・お問合せ

弘前地区環境整備センタープラザ棟  
(☎36-3388、受付時間:午前9時～午後4時)  
休館日:月曜日(祝日の場合は翌日)



## 資料館あすか 催し物のお知らせ

### 「二人展～龍の息吹～」

弘前の作家・福島悠生と、名古屋を拠点とする現代美術家・原田暁一による二人展。大自然の生命力と現代アートの感性が交差して生まれる「龍の息吹」をご体感ください。圧巻のライブパフォーマンスも必見! ※入館料無料

- 日 時 4月24日(金)～26日(日)  
午前10時～午後5時  
(最終日午後4時終了)
- イベント  
「ギャラリートーク&ライブパフォーマンス」  
4月25日(土) 午後2時～
- 主 催 福島悠生・原田暁一
- お問合せ ☎090-2274-3680(山崎)

## 労働審判制度は20周年を迎えました!

労働審判制度は、平成18年4月に開始され、令和8年4月に制度開始20周年を迎えました。

この制度は解雇や給料の不払など個々の労働者と事業主の間の労働関係のトラブル(労働事件)を解決するための制度です。

今後は、インターネットを利用した申立てや事件記録の電子化等、国民の皆さんが利用しやすい制度を目指して取り組んでまいります。

- お問合せ 青森地方裁判所総務課庶務係  
☎017-722-5421

## 自動車の変更手続きをお忘れなく

例年、毎年4月期は引っ越しが多い時期となっておりますが、引っ越しにより住所が変更となった場合には、自動車の住所も変更する必要があります。

また、それに伴って他県のナンバープレートをお使いの場合には、ナンバープレートの変更も必要となりますので、申請手続きをお願いします。

各種の登録手続きに必要な書類等の案内は、青森運輸支局のホームページ又は自動車検査登録総合ポータルサイトに掲載していますのでご利用ください。

- 受付時間 午前8時45分～午前11時45分、  
午後1時～午後4時

青森運輸  
支局▶



自動車検査登録総合  
ポータルサイト▶



### ■お問合せ

青森運輸支局 ☎050-5540-2008  
八戸自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2009  
※午前8時30分から午後5時15分まで  
(自動音声は24時間利用できます。)

## 国民年金 「ねんきんネット」を利用しませんか？

日本年金機構では、年金加入者の方や受給されている方がインターネットを通じて、いつでも手軽にご自身の年金記録を確認できる「ねんきんネット」サービスを行っています。

ご自宅のパソコンやスマートフォンからも利用することができますので、ぜひご利用ください。

### ◆「ねんきんネット」のサービスとは…

- ①24時間いつでも最新の年金記録を確認することができます。
- ②年金加入記録がわかりやすく表示され、「もれ」や「誤り」も簡単に発見することができます。

マイナポータルにねんきんネットを連携することで、電子申請が簡単に利用できます。

国民年金の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金の加入手続き</li> <li>・保険料の納付</li> <li>・保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の手続き</li> <li>・保険料の口座振替手続き</li> </ul>
年金記録の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金の加入月数</li> <li>・資格取得、喪失年月日</li> <li>・月ごとの納付状況</li> <li>・持ち主不明記録の検索</li> </ul>
オンラインで通知を受け取る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ねんきん定期便</li> <li>・社会保険料（国民年金保険料）控除証明書</li> <li>・公的年金等の源泉徴収票</li> </ul>
年金見込額の試算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来受け取る年金見込額の試算 など</li> </ul>



利用登録方法や操作にお困りの場合は、日本年金機構のホームページでご確認ください。

■お問合せ **ねんきんネット専用ダイヤル** ☎0570-058-555  
弘前年金事務所国民年金課 ☎27-1339

## 国民健康保険への加入・脱退の手続き

国民健康保険は、自営業の方や、職場に健康保険制度のない人などが加入する制度で、他の健康保険（職場の健康保険、後期高齢者医療制度等）に加入していない方は必ず加入しなければなりません。次のような場合には必要なものを持参し、14日以内に手続きをしてください。

### ◆加入するとき

こんなとき	必要なもの
退職等により職場の健康保険をやめた・被扶養者からはずれたとき	退職日又は健康保険をやめた日、社会保険等の被扶養者からはずれた日がわかる書類
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書

### ◆脱退するとき

こんなとき	必要なもの
就職等により職場の健康保険へ加入した・被扶養者になったとき	健康保険へ加入した日、社会保険等の被扶養者になった日がわかる書類

### ◆その他

こんなとき	必要なもの
修学のために転出するとき	在学証明書（原本）又は学生証（コピー可）

※全ての手続き共通でマイナンバーカードや本人確認ができるものをご持参ください。

⚠健康保険未加入の期間を作ることにはできません。転職等により社会保険加入の空白期間が生じ、その間任意継続や家族の扶養等の他の保険へ加入しない場合は、国保へ加入することとなります。

■お問合せ 住民課国保年金係 ☎88-8179



藤崎町  
ホームページ

\\CHECK //



藤崎町観光情報サイト  
ふじさんぽ

\\CHECK //



藤崎町公式X

\\CHECK //



# 5月号 健康係 カレンダー

満1歳のお誕生日を迎えたらMR（麻しん・風しん）の予防接種を受けましょう。また、すこやか健診等の日程一覧表は、町ホームページに掲載しています。

## すこやか検診

5月14日(木)【1歳6か月児健診】

- 対象 令和6年9月～10月生
- 受付 個別に通知します。
- 場所 ふれあいずーむ館
- 持ち物 母子手帳、子どもノート、問診票、バスタオル、おむつ等外出時に必要なもの

5月28日(木)【3歳児健診】

- 対象 令和4年9月～10月生
- 受付 個別に通知します。
- 場所 ふれあいずーむ館
- 持ち物 母子手帳、子どもノート、問診票、バスタオル等

## すこやか相談

5月26日(火)【母子健康相談】

- 個別相談 ※事前予約制
- 対象 妊産婦・生後3か月以上の乳幼児
  - 時間 9:15～12:00
  - 場所 町文化センター3階 和室
  - 内容 育児や発育発達について保健師や栄養士との個別相談ができます。
  - 持ち物 健診時の持ち物と同じ

子育てママサロン ※予約不要

- 対象 妊産婦及び生後3か月以上の乳幼児とその保護者
- 時間 9:30～11:00
- 場所 町文化センター3階 和室
- 内容 子育て親子同士の交流、子育ての情報交換

## 健康相談

5月20日(水)

【こころの健康相談】

- 時間 9:00～12:00
- 場所 藤崎老人福祉センター

5月8日(金)・15日(金)

【傾聴サロン おしゃべり&オレンジカフェ】

- 時間 13:00～15:00
- 場所 (8日) 藤崎老人福祉センター  
(15日) 常盤老人福祉センター

## 町の人口と世帯数 2月28日 現在

	人数/世帯数	前月比
男性	6,630人	-5
女性	7,453人	-13
合計	14,083人	-18
世帯	6,178世帯	-6

## 交通事故発生状況 2月28日 現在

	件数	死者数	傷者数
町内 (前年比)	7件 (0)	0人 (0)	12人 (+4)
県内 (前年比)	499件 (+54)	2人 (-3)	601人 (+64)



## 戸籍の窓

2月提出分

※この欄に載せたくない方は、届出の時に窓口に申し出てください。

お誕生おめでとうございます ( )内保護者

下町 高屋 奏 愛(智之) 常盤 乗田 幸采(翔平)  
 榊 館山 菜 菜(大輔) 白子 赤石 燈和(優輝)  
 葛野 小林 いとな(孝輔) 若柳 須藤 蒼翔(汰一)  
 水木 高木 優 杏(健史)

お悔やみ申しあげます

水木 鈴木 ミヨ (94) 矢沢 佐藤 眞理子 (67)  
 舟場 小笠原 ふみ彥 (93) 白子 相坂 チキエ (98)  
 西豊田 小野 フジ子 (87) 水木 工藤 せつ (95)  
 白子 木村 治夫 (91) 藤越 木村 克 (99)  
 亀田 奈良 爰ち子 (78) 福館 工藤 行憲 (89)



防災行政無線の放送を電話で確認できます

●放送内容確認番号 ☎75-6371、6372

■お問合せ 総務課防災係 ☎88-8295

## ふじめぐり総選挙2025

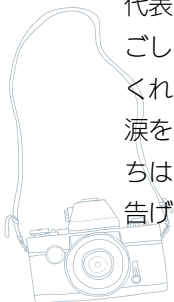
# グランプリは スーパードラッグアサヒ藤崎店！ たくさんの投票ありがとうございました！

町では、令和7年7月～12月に町内のお店を巡ってレシートを集め、お気に入りの店舗に投票してグランプリを決める「ふじめぐり総選挙2025」を実施しました。合併20周年記念事業として実施し、4,700の投票の中から「スーパードラッグアサヒ藤崎店」がグランプリに輝き、2月17日に表彰式が行われました。出席した山田店長は「日頃からお客さんに寄り添った対応を心がけ、毎日行きたくなるようなお店を目指し頑張ってきたので嬉しい。これからも地域の皆さんに愛されるお店を目指したい」と話していました。



## zoom up★ 今月の表紙

3月12日、藤崎中学校で卒業証書授与式が行われました。卒業生答辞では、代表の佐藤悠真さんが登壇し、仲間と過ごした日々や学校生活の思い出、支えてくれた家族や先生方への感謝の気持ちを涙をこらえながら伝えました。卒業生たちは、思い出の詰まった学び舎に別れを告げ、新たな一歩を踏み出しました。



📷 式歌斉唱では思い出がこみ上げ涙が



📷 感謝の気持ちと今後の決意を伝えました

山あいの湯、海辺の湯、まちの湯。

一枚のパスを手に旅がはじまる。

風呂道具はいつも車に。

湯けむりの向こうに笑い声。

心をほっとく旅が津軽にはある。

「湯」は、つきもの。

津軽の暮らしに。

藤崎町では、ふじさき食彩テラスが対象施設！周遊パスをお持ちの方には、RINGO FUJI YOKANを1本プレゼント！ぜひお立ち寄りください！

津軽地域の観光・温泉32施設が2日間2,000円又は3日間2,500円で巡り放題となるお得な周遊パスポートです。週末のお出かけにぜひご利用ください。※購入方法や対象施設はホームページをご覧ください。

■お問合せ クランピオニー津軽 ☎88-6090

## 新しい食の魅力創生事業

# あなたの商品開発、支援します！

町では、食と農で地域の魅力を高めるため、町の農産物を活用した加工食品や、健康・機能性表示食品などの開発支援に取り組んでいます。

食品産業に携わる企業の方、新しい商品を開発したい方、今ある商品をブラッシュアップしたい方、自家農園の農産物で加工品を作りたい農家の方等、どんな方でも構いません！異業種から食品産業に参入したい事業者さんも大歓迎です！

商品の企画・ブランドづくり、パッケージデザインなど商品完成までサポートします。

ステップアップした商品開発にチャレンジしてみませんか？

令和7年度は、5事業者から6商品が誕生しました！



■お問合せ 経営戦略課戦略推進係 ☎88-8236

令和8年度  
**参加者募集**  
4/24日(金)  
募集締切

広報ふじさきに関するご意見・ご要望は、経営戦略課企画調整係までお寄せください。

●編集・発行 藤崎町経営戦略課企画調整係 〒038-3803 青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地  
☎0172-75-3111 (代表) / ☎0172-88-8258 (企画調整係直通) / FAX 0172-75-2515 ●藤崎町HP: <https://www.town.fujisaki.lg.jp/>